

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集の結果について

(平成 25 年 11 月 23 日から同年 12 月 24 日 意見募集)

【意見提出 5件】

整理番号	意見提出者
1	一般社団法人 日本CATV技術協会
2	ケーブルテレビ無線利活用促進協議会
3	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
4	株式会社ハートネットワーク
5	個人

整理番号	提出された意見	総務省の 考え方
1	<p>全般</p> <p>23GHz帯無線伝送システムに関する審査基準の改定に賛同致します。</p> <p>従来の条件不利地域での離島や河川横断など中継伝送利用や自然災害等による応急復旧作業利用に加えて、ケーブルテレビの強靱化のための有線による河川横断回線の2重化での利用、有線の予備回線としての利用、辺地による保守管理等の利用シーンの拡大によるケーブルテレビ事業者や自治体などでの利用が期待されます。</p>	<p>賛成する御意見として承ります。</p>
2	<p>全般</p> <p>今回の審査基準の改正に賛同致します。</p> <p>河川横断時箇所における有線網との2重化や、有線の予備回線として23GHz帯無線伝送システムを使用できることで利用シーンが広がり、ケーブルテレビ事業者だけでなく利用者へのサービス向上なども期待されます。</p> <p>ケーブルテレビ事業者による利用が、更に加速することを期待します。</p>	<p>賛成する御意見として承ります。</p>
3	<p>全般</p> <p>今回の審査基準の改正に賛同致します。</p> <p>23GHz帯無線伝送システムが、災害時等において番組素材の伝送や保守・管理用に利用できることは、ケーブルテレビ事業者にとって利便性が大きく向上することが期待されます。</p> <p>ケーブルテレビ事業者による利用が促進され、安全・信頼性の向上にも資する本改正が、速やかに取りまとめられることを期待します。</p>	<p>賛成する御意見として承ります。</p>
4	<p>全般</p> <p>今回の審査基準改正に賛同いたします。</p> <p>23GHz帯無線伝送システムは災害時に強く、ケーブルテレビ網の強靱化という点でも有効性が見込まれます。より扱い易い制度となることで今後のシステム普及が進むことを期待します。</p>	<p>賛成する御意見として承ります。</p>

5	全般 [要旨] 今は、電波社会です。 専門の部署で、しっかりと管理してください。	御意見については 今後の参考とさせていただきます。
---	---	------------------------------